

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
荒川流域の減災に係る取組方針

平成２８年８月２９日

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

荒川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う沿川 2 市 1 村（村上市、関川村、胎内市）、荒川水力電気株式会社関川事業所、赤芝水力発電株式会社、東北電力株式会社新潟支店、新潟県、新潟地方气象台、北陸地方整備局羽越河川国道事務所で構成される「荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 17 日に設立した。

本協議会では、荒川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 荒川中流域は、朝日・飯豊山系の縁辺部と櫛形山脈の間に形成された峡谷部と盆地地形であるため、氾濫流が吐けにくく、浸水継続時間が長期に渡る恐れがある。
- 2) 荒川下流域は、花立狭窄部から日本海にかけて扇状地を形成しているため、氾濫流が広範囲に拡散する。
- 3) 水衝部の局所洗掘や河岸侵食、漏水等の越水以外にも水害リスクのある箇所が存在している。

4) 洪水氾濫により、基幹交通、緊急輸送路である7号,113号線などが長期に渡り浸水する恐れがあり、社会経済が大きな打撃を受けることから、早期に道路機能を回復させ日常生活を取り戻すため、迅速な排水活動に取り組む必要がある。

このような課題に対し、本協議会においては、『水位上昇が早く洪水の吐けにくい盆地と、広範囲に被害が拡散する扇状地の氾濫特性を踏まえ荒川の大規模氾濫に対し「迅速・確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、荒川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

| 参加機関              | 構成員    |
|-------------------|--------|
| 村上市               | 市長     |
| 関川村               | 村長     |
| 胎内市               | 市長     |
| 村上市消防本部           | 消防長    |
| 新発田地域広域事務組合消防本部   | 消防長    |
| 荒川水力電気(株)関川事業所    | 所長     |
| 赤芝水力発電(株)         | 代表取締役  |
| 東北電力(株)新潟支店       | 支店長    |
| 新潟地方气象台           | 次長     |
| 新潟県村上地域振興局        | 地域整備部長 |
| 新潟県村上地域振興局        | 農林振興部長 |
| 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 | 事務所長   |
| <オブザーバー>          |        |
| 荒川沿岸土地改良区         | 理事長    |

### 3. 荒川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

荒川流域は、新潟県・山形県及び福島県の3県3市2町1村にまたがり、その源を磐梯朝日国立公園内にある大朝日岳（標高1,870m）に発し、山間部を南西に流れて小国盆地に至り、流向を西に転じ飯豊山系に源を発する横川、玉川等支川を合わせて新潟県に入り、山間狭窄部を流下しながら大石川、女川、鍬江沢川等をそれぞれ合わせ、櫛形山脈を花立狭窄部で横断し、新潟平野の北側を横断して新潟県北部の日本海に注ぐ幹川流路延長73km、流域面積1,150km<sup>2</sup>の一級河川である。

江戸時代には、荒川河口部に桃崎、海老江、塩谷の三湊が置かれた。この湊は、岩船及び新潟につながる内陸水運の中継地点として、また、荒川に沿って発達した米沢街道（別名、荒川道）を利用した内陸部との交易拠点となり、北前船の寄港地としても栄えていた。明治以降、大正・昭和にかけて舟運から陸運へと輸送手段が変化してきたが、羽越本線、国道7号といった南北交通に加え、米坂線、国道113号といった荒川沿いの交通網、平成23年3月に開通した日本海東北自動車道など、東北地方と北陸地方を結ぶ広域交通の要衝としての役割を担う。

##### ②洪水・氾濫の特性

上・中流部は朝日・飯豊山系に囲まれ、急峻な山地部と盆地が存在し、下流部は花立狭窄部から扇状地形となるため、上・中流部は貯留型、下流部は拡散型の氾濫形態となる。

流域の気候は、日本海気候に属し、多雨多雪地域である。本流域の豪雨は6月から8月に集中しており、前線性の降雨によるものがその大部分で、台風に起因するものは少ないのが特徴である。

#### (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

##### ①過去の被害

昭和41年7月、大規模な洪水が発生し、死傷者5名、家屋被害約1,650戸の被害を受け、山形、新潟両県において災害復旧工事が進められていたが、翌年昭和42年8月、前年の災害復旧中の荒川において、再び未曾有の大洪水「羽越水害」が発生した。

羽越水害では、荒川の堤防が至る所で破堤すると共に、斜面崩壊や土石流が至る所で発生し、死者行方不明者90名、家屋被害11,000戸以上という壊滅的な被害を受けた。

近年では、平成16年7月（観測史上第3位）の梅雨前線での出水では内水により、床上・床下浸水59戸、平成23年6月（観測史上第5位）の梅雨前線での出水では内水により床上・床下浸水1戸などの被害が発生した。

## ②河川改修の状況

昭和42年の羽越水害後、再度災害防止のため、緊急的に大規模な河川改修を実施した結果、要堤防区間の内、本川河口右岸などを除く、約99%の区間で計画堤防が確保されている。また、昭和53年に大石ダムが、平成20年に横川ダムが完成し現在に至っている。しかしながら、羽越水害と同規模の洪水が発生した場合には洪水を安全に流下させるために十分な対策となっておらず、甚大な被害が発生する恐れがある。

平成16年に策定した「荒川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止及び軽減に関する事項として、「部分的な築堤や河道掘削などを実施し、6,500m<sup>3</sup>/sの洪水を安全に流下させる」ため羽越水害を想定外力とした河道断面を確保する整備を進めるとしている。

荒川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 荒川中流域は、朝日・飯豊山系の縁辺部と櫛形山脈の間に形成された峡谷部と盆地地形であるため、氾濫流が吐けにくく、浸水継続時間が長期に渡る恐れがある。
- 2) 荒川下流域は花立狭窄部から日本海にかけて扇状地を形成しているため、氾濫流が広範囲に拡散する。
- 3) 水衝部の局所洗掘や河岸侵食、漏水等の越水以外にも水害リスクのある箇所が存在している。
- 4) 洪水氾濫により、基幹交通、緊急輸送路である7号、113号などが長期に渡り浸水する恐れがあり、社会経済が大きな打撃を受けることから、早期に道路機能を回復させ日常生活を取り戻すため、迅速な排水活動に取り組む必要がある。

## ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想

されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「迅速・確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための河道掘削、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばすよう、堤防構造を工夫する「危機管理型ハード対策」としての堤防天端の舗装、円滑な避難活動や水防活動等に資する水位計等の整備、洪水調節機能を有する直轄ダム（大石ダム・横川ダム）及び利水施設の適切な施設管理
- ・ソフト対策として、羽越水害を超える想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図を公表し、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討をし、ハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市・村と連携したタイムラインの整備・改善、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討・策定、羽越水害発生から50年の節目を迎えるにあたり、水害の記憶を風化させず、防災の教訓を後世に継承するためのシンポジウムや地域防災力向上のための総合水防演習をはじめとする、「羽越水害記念事業」の実施

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

荒川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

| 項 目                            | 現状○と課題●  |   |
|--------------------------------|--|---|
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング | <p>○荒川（国管理区間）において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を羽越河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○荒川（県管理区間）において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を羽越河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> |   |
|                                | ●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。  | A |
|                                | ●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。  | B |

①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項 目        | 現状○と課題●   |
|------------|---|
| 避難勧告等の発令基準 | <p>○地域防災計画に具体的な避難勧告を明記している。</p> <p>○荒川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。（対象3市村中、2市村）</p> <hr/> <p>●荒川における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">C</p>   |
| 避難場所・避難経路  | <p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <hr/> <p>●羽越水害を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">D</p> <hr/> <p>●羽越水害を超える大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">E</p> <hr/> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">F</p> |

超える

①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項 目             | 現状○と課題●   |   |
|-----------------|---|---|
| 住民等への情報伝達の体制や方法 | <p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> |   |
|                 | <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>  | G |
|                 | <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>   | H |
|                 | <p>●災害時に国・県・市村においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>  | I |
|                 | <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p>  | J |
| 避難誘導體制          | <p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p>   |   |
|                 | <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>  | K |

②水防に関する事項

| 項 目          | 現状○と課題●  |
|--------------|--|
| 河川水位等に係る情報提供 | <p>○国土交通省、新潟県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防関係者へ水防警報迅速化システムにより情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、羽越河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特<br/>定・共有が難しい。</p>   |
| 河川の巡視区間      | <p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p> |

②水防に関する事項

| 項目         | 現状○と課題●  |   |
|------------|--|---|
| 水防資機材の整備状況 | ○防災拠点、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。                        |   |
|            | ●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 | P |
|            | ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。           |   |
|            | ●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、荒川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。       | Q |

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

| 項目               | 現状○と課題●  |   |
|------------------|--|---|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 |   |
|                  | ○樋門の操作点検を出水期前に実施している。  |   |
|                  | ●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。                  | R |
|                  | ●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。                     | S |
| 既存ダムにおける洪水調節の現状  | ○洪水調節機能を有する大石ダム、横川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。                                   |   |

④河川管理施設の整備に関する事項

| 項 目                        | 現状○と課題●  |   |
|----------------------------|--|---|
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 | <p>○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。</p> <p>○堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。</p> <p>○乙大日川等の県管理河川では、流下能力が不足する箇所があり、上下流バランスを保ちながら洪水を安全に流すための整備を進めている。</p> |   |
|                            | <p>●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p>  | T |
|                            | <p>●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。</p>   | U |
|                            | <p>●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。</p>   | V |

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

水位上昇が早く洪水の吐けにくい盆地と、広範囲に被害が拡散する扇状地の氾濫特性を踏まえ、荒川の大規模水害に対し、『迅速・確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※迅速・確実な避難……氾濫流の流速が早く、避難が困難となる恐れがあり、氾濫流が到着する前に避難が必要

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、荒川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ①荒川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み
- ②氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防活動の取り組み
- ③一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

| 主な取組項目                             | 課題の対応 | 目標時期             | 取組機関                |
|------------------------------------|-------|------------------|---------------------|
| <b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>             |       |                  |                     |
| <荒川><br>・海老江地区河道掘削                 | T     | 引き続き実施           | 北陸地整                |
| ・鳥屋地区侵食対策                          | U     | 引き続き実施           | 北陸地整                |
| <乙大日川><br>・河川改修                    | T, U  | 引き続き実施           | 新潟県                 |
| <b>■危機管理型ハード対策</b>                 |       |                  |                     |
| <荒川><br>・天端保護                      | V     | 引き続き実施           | 北陸地整                |
| <b>■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>   |       |                  |                     |
| ・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備              | O, Q  | 引き続き実施           | 北陸地整、新潟県<br>村上市、関川村 |
| ・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標等の設置 | L, J  | 平成28年度から<br>順次整備 | 北陸地整<br>新潟県         |

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目                                 | 課題の対応        | 目標時期                            | 取組機関                                    |
|--|--------------|---------------------------------|---|
| <b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>               |              |                                 |   |
| ・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実       | G, H<br>I, J | 順次実施<br>引き続き実施                  | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力 |
| ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善 | C            | 順次実施                            | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市                |
| ・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表  | D, E<br>F    | 平成28年度から<br>順次実施                | 北陸地整<br>新潟県                             |
| ・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討                 | D, E<br>F, K | 平成28年度から<br>順次実施                | 北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市                    |
| ・参加市・村による広域避難計画の策定及び支援                 | D, E         | 計画規模：平成28年度、想定最大規模：平成29年度から順次実施 | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市                |
| ・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知      | D, E<br>F    | 平成28年度から<br>順次実施                | 北陸地整、村上市、関川村、胎内市                        |
| ・水位予測の検討及び精度の向上                        | B            | 平成28年度から<br>検討                  | 北陸地整、新潟県、荒川水力、赤芝水力、東北電力                 |
| ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善        | J            | 平成29年度                          | 気象台                                     |

| ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組            |           |                 |   |
|--------------------------------------|-----------|-----------------|---|
| ・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施 | A         | 平成27年度から順次、毎年実施 | 北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市                    |
| ・小中学校等における水災害教育を実施                   | A         | 引き続き実施          | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市                |
| ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催            | A         | 引き続き実施          | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市                |
| ・まるごとまちごとハザードマップを整備                  | D, F<br>I | 順次実施            | 北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市、                   |
| ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布    | H         | 順次実施            | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力 |
| ・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実 | K         | 順次実施            | 村上市、関川村、胎内市                             |
| ・羽越水害記念事業の実施<br>(シンポジウム・総合水防演習等)     | A         | 平成28年度から順次実施    | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力 |

※ 荒川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目                                  | 課題の対応     | 目標時期         | 取組機関                                    |
|---|-----------|--------------|---|
| <b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>         |           |              |   |
| ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施     | M         | 引き続き毎年実施     | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力 |
| ・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施 | U, L<br>M | 引き続き毎年実施     | 北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市                    |
| ・県北地域が一丸となり、毎年、関係機関が連携した水防訓練を実施         | O, P      | 引き続き毎年実施     | 北陸地整、気象台、新潟県、村上市、関川村、胎内市、荒川水力、赤芝水力、東北電力 |
| ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進             | N, P      | 引き続き実施       | 村上市、関川村、胎内市                             |
| ・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施              | O         | 引き続き実施       | 北陸地整、新潟県、村上市、関川村、胎内市                    |
| ・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施              | Q         | 平成28年度から検討   | 北陸地整、新潟県                                |
| <b>■要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組</b>          |           |              |   |
| ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施          | K         | 平成28年度から順次実施 | 北陸地整、村上市、関川村、胎内市                        |

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、  
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目                              | 課題の<br>対応 | 目標時期                | 取組機関                         |
|-------------------------------------|-----------|---------------------|------------------------------|
| <b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>           |           |                     |                              |
| ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施 | E, T      | 平成28年度から検討          | 北陸地整、新潟県<br>村上市、関川村、<br>胎内市  |
| <b>■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>         |           |                     |                              |
| ・大規模水害を想定した荒川排水計画（案）の検討・策定          | R, S      | 平成28年度から検討          | 北陸地整、新潟県、<br>村上市、関川村、<br>胎内市 |
| ・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備               | S         | 引き続き毎年実施            | 北陸地整、新潟県、<br>村上市、関川村、<br>胎内市 |
| ・関係機関が連携した排水実働訓練の実施                 | T         | 引き続き毎年実施 平成28年度から検討 | 北陸地整、新潟県、<br>村上市、関川村、<br>胎内市 |

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。